

## 大江・岩波沖繩戦裁判・大阪高裁で勝利判決

# 主張 解説

新聞全教

10月31日、大阪高裁第4民事部は、大江・岩波沖繩戦裁判控訴審において、「集団自決」を「総体としての日本軍の強制ないし命令と評価する見解もありうる」と明言し、梅澤元戦隊長らの請求を棄却しました。

判決はまた、本来歴史的事実の認定は「歴史研究の

課題」であり、専門家の見解が論議、研究、蓄積されていくべきものであるとし、司法に「有権的」な判断を求めることは「場違い」としました。

このことは梅澤氏やそれ

判決は、さらに、憲法の保障する言論表現の自由について、踏み込んだ判断を示しました。

第1に、著作について、新しい資料の出現で「真実性」が揺らいだ場合も、そ

者は新しい資料の出現毎に争いを蒸し返せる」こととなります。判決は、著者の「将来にわたる負担は、言論を萎縮させる」おそれがある」としました。

第2に、「主張」に対す

の基盤をなすもの」とし、「特に公務員に関する事実についてはその必要性が大きい」としました。

その上で、後に「誤りとみなされる主張」も、言論の場において価値のないものではなく、これへの「寛容さこそが、自由な言論の発展を保障するもの」としたことです。

## 文科省は裁判重く受け止め 教科書への検定意見撤回を

を後押しする藤岡信勝氏らが軍命の存在の否定を裁判所に求め、それをもって教科書を書き換え、歴史認識を歪曲しようとしたことの不当性をいっそう明らかにしたものです。

ただで出版を継続することとは違法にはならないとしました。そうでなければ、著者は常に新しい資料に意を払い、記述の真実性について再考し続けなければならない」と、名誉侵害を主張する

「再批判が繰り返される」ることにより、その時代の「意見」が形成され、その「意見自体が時代を超えて再批判されてゆく」という「過程を保障すること」こそが「民主主義社会の存続

以上のことからも、文部科学省は、今回の判決を重く受け止め、06年度の高校歴史教科書への検定意見を直ちに撤回し、記述の回復を行うべきであり、教科書については言論表現の自由を最大限に保障する姿勢に転換すべきです。

(全教中執 中村尚史)